

I. 基本的な考え方

- 現在の「接続ルール」は、1996年当時の通信市場において主として独占下で構築されたメタル回線の加入者回線及びこれと一体となってボトルネックとなっている設備を不可欠設備と捉え、その公正な利用条件を確立することを目的とした競争促進施策であったと認識しております。
- 新たな競争環境を目指すべき今回の「接続ルール」見直しに当たっては、市内サービス競争進展等の競争の枠組みや市場環境の変化に応じて、既存規制の枠にとらわれず、真に必要な規制のみを残し、利用されていない規制や不要となった規制等は廃止・緩和して、より各事業者の創意工夫が発揮できるよう、極力マーケットベースの競争に委ねることが重要であると考えております。
- 光ファイバのような新しいインフラや新規サービスを整備・提供するためには、事業者は一定の投資リスクを負いつつ事業運営を行うこととなりますが、過剰な規制によりそのコスト回収に困難が生じ、新規市場開拓や設備投資のインセンティブが失われるといったことがないよう十分な配慮をお願いいたします。

Ⅱ. 指定電気通信設備の範囲の考え方

見直しの方向性

現行の指定電気通信設備の範囲は、「都道府県単位に加入者回線総数の5割超を設置する事業者の、加入者回線と一体として構成される県域をカバーする設備」を対象としておりますが、今回の指定電気通信設備の範囲の見直しに当たっては、

- ・相互接続の進展に伴いサービスが競争状態にある
- ・新しい設備で当初から競争環境のもとで構築がなされ現に競争状態にある
- ・今後のIT革命の推進に向けてインフラ整備のインセンティブが確保される必要がある

等の諸状況及び課題を十分に踏まえ指定電気通信設備の範囲の抜本的見直しをお願いしたいと考えております。

県内市外通話や高速アクセスサービスのように相互接続の進展に伴いサービス競争状態となっているもの及びDSLサービスのように当初から競争環境のもとで設備構築がなされ現に競争状態にあるものであって、かつ接続機能を実現する設備についても容易に利用できる状態となっているもの及び光ファイバのように現在同様な競争環境のもとで設備構築がなされ更に今後設備ベース(ファシリティベース)での競争が加速する状況にあるものについては、自由競争に委ねることが創意工夫あふれるサービスや多様なインフラを迅速かつ広範に実現するうえで不可欠なことと考えております。

規制緩和の要望項目－指定電気通信設備の範囲の縮小－

上記の観点から、既存の接続ルールの中で指定電気通信設備と扱われている設備のうち、下記については、指定電気通信設備の範囲から除外していただくようお願いいたします。

- (例)
- ① 光ファイバ
 - ② IC(中継交換機)やGC(加入者交換機)～IC間の伝送路設備
 - ③ 新しいサービスに用いる局内設備(DSLモデム等)

Ⅱ. 指定電気通信設備の範囲の見直し① <光ファイバ>

光ファイバについては、指定電気通信設備の範囲外としていただきたいと考えております。

■ 設備ベース(ファシリティベース)の競争状態にあること

メタル回線とは異なり、光ファイバについては、民営化後(競争導入後)に競争を前提とした合理性に基づく経営判断により敷設しており、以下のような設備の競争状態にあるものと考えております。

- ・現在の敷設規模においても、NTT東西地域会社は他の第一種電気通信事業者と激しい競争の状況にあり、他社の敷設距離はNTT東西地域会社を上回っております。
- ・光ファイバの利用を要望する電気通信事業者についても、第一種電気通信事業者が敷設している光ファイバだけでなく、電力会社・鉄道事業体などが敷設している光ファイバの利用も可能な状況となっております。
- ・各社のき線点相当から利用者までの回線敷設についても、NTT東西地域会社だけでなく、電力会社及びその関連会社でも敷設可能な状況にあります。
- ・光ファイバの利用については、すでに市場価格が存在しております。

■ サービス競争状態にあること

高速アクセスサービスはITの進展に伴い、電気通信事業者が競争下でサービスを提供しており、NTT東西地域会社も市場におけるワン・プレーヤーとして、他事業者と競争環境下にあると考えております。

□ 当該設備を指定電気通信設備とすると、今後の設備投資のインセンティブが失われること

「IT革命」を支える高速アクセスサービス等の分野では、設備ベースの激しい競争が起こっており更に今後加速する状況にあること、光ファイバ供給者が増加していること、及びその利用方法も技術革新により今後変化する可能性があることから、設備投資のインセンティブが働くようビジネススペースで事業展開を行なうことができることが不可欠であると考えております。

光ファイバを指定電気通信設備とし、仮想的なモデルでの全国一律料金や設備を持たないエリアでの建設等の義務が発生する場合には、コストの回収までに期間を要することや回収もれが発生するおそれがあります。そのような場合には、光ファイバを利用した多様な新サービスの提供にも遅れが生じ、結果として日本における「IT革命の推進」にも悪影響が生ずることとなります。

Ⅱ. 指定電気通信設備の範囲の見直し② <IC, GC~IC間伝送路設備>

電話網における、ICやGC~IC間伝送路設備については、指定電気通信設備の範囲外としていただきたいと考えております。

■設備の代替性があること

GC接続している第一種電気通信事業者網を經由（NTT地域網バイパス）して、NTT東西地域会社網に接続する他事業者が増大しており設備の代替性もある状況になっております。

■サービス競争状態にあること

電話網の中継ネットワークを利用したサービスについては、接続ルールの導入により競争が進展しており、既に第一種電気通信事業者による、県内通信市場への参入が行なわれ、他事業者と競争環境下であり、NTT東西地域会社のシェアが急速に低下してきております。

□LRICモデルに関する日米合意について

今回のLRICモデルに関する日米合意では、IC及びGC~IC間の伝送路設備も対象となっておりますが、これについては、当面遵守する考えであります。しかしながら、今後のLRICモデルの見直しの中で、実態コストに対応する等現実的なものへ順次移行するといった措置について、議論していただきたいと考えております。

Ⅱ. 指定電気通信設備の範囲の見直し③ <新しいサービスに用いる局内設備>

DSLモデムのような、サービス開始時から競争条件が整っている状態にある設備については、指定電気通信設備の範囲外としていただきたいと思います。

■ 設備の代替性があること

DSLモデムのような局内設備は、他事業者も容易に調達、設置できるものであり、既に他事業者の設置も一般化しております。

■ サービス競争状態にあること

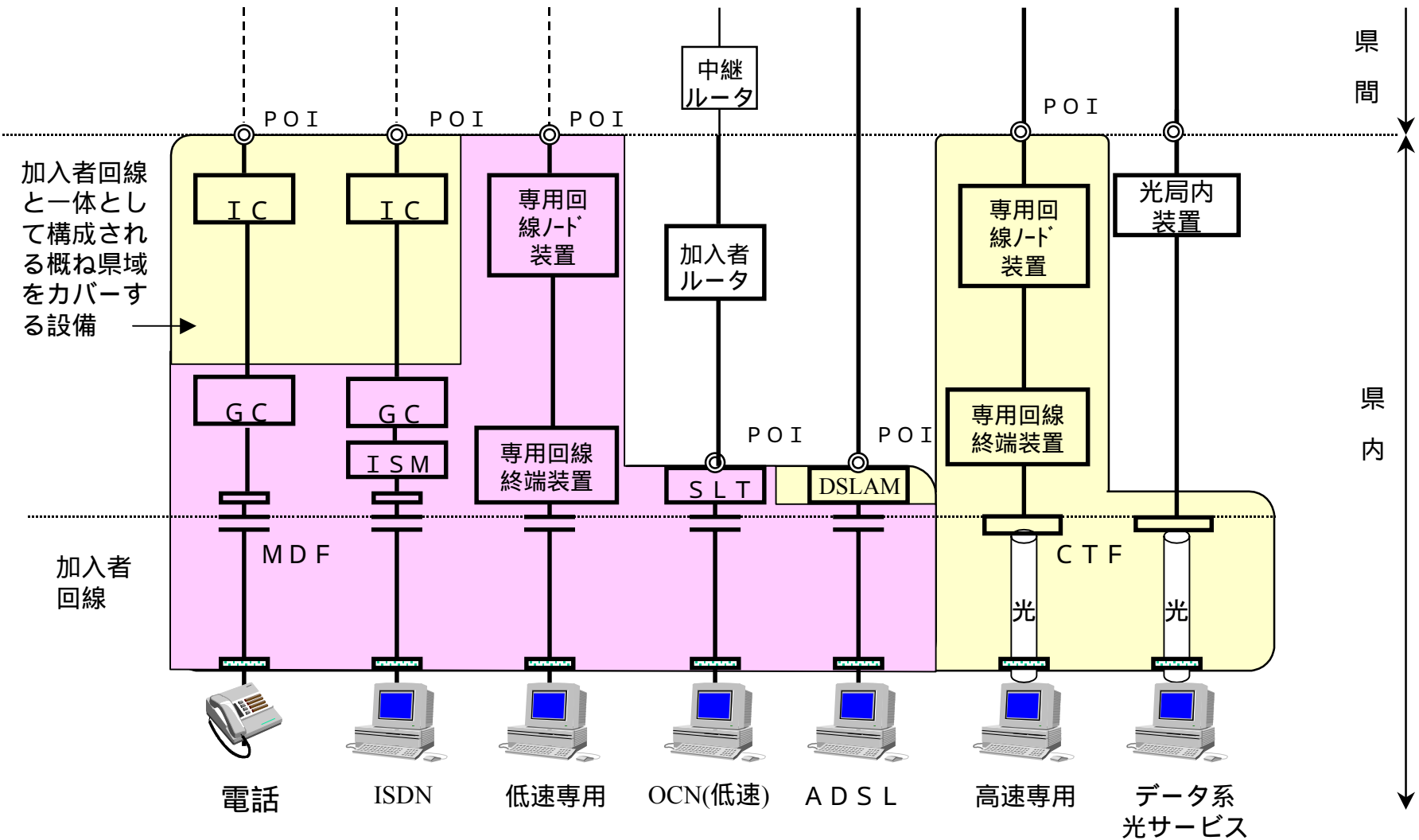
DSLサービスについては、構成するDSLモデムのような設備がベンダ主導で開発され、全ての事業者が購入設置できることから、サービス開始当初から自由競争状態にあり、サービス開始から1年を経た現状において、NTT東西地域会社が市場を独占している状況にはありません。

また、今後の新サービスについても、局内モデム等で行うサービスについては事業者の創意工夫により多様なサービスの提供が期待されているところであり、ベンダの供給体制や現在のコロケーションルールの下で他事業者も容易にNTT東西地域会社と同様なサービスの展開が可能となっております。

□ 当該設備を指定電気通信設備とすると、今後の早期サービス展開に支障となること

DSLモデムのような、更なる技術革新が見込まれる設備を、指定電気通信設備として扱うことは、網機能の開示といった既存規制(網機能提供計画の届出公表義務の見直しを要望)では、技術革新に対応した早期のサービス展開が不可能となり、日本における『IT革命の推進』に向けて支障となるものと考えております。

Ⅱ. 指定電気通信設備の範囲の見直し <規制の対象となる設備とネットワーク構成>



- : 接続ルールに基づく**指定電気通信設備** (不可欠設備) の範囲
- : 接続ルール見直しによる**指定電気通信設備** (不可欠設備) の範囲

Ⅲ. NTT東西地域会社における光ファイバ提供の考え方

■ 光ファイバは、ユニバーサルサービスを目的としたメタル回線の場合と異なり、さまざまな事業者が、それぞれの立場で投資対効果をにらみ設備構築を行う激しい競争市場が形成されつつあります。このような環境下でNTT東西地域会社は、光ファイバについては、ノード装置等と組み合わせて多種多様なニーズにサービスとして提供することを基本としますが、以下のような新しい提供形態についてもビジネスベースで提供し、その利用を推進することを考えております。

なお、光ファイバについては、光ファイバを利用した多様な新サービスの提供が困難になったり遅れたりすることや投資のインセンティブが失われることがないよう十分な配慮が必要と考えております。

(1) 当該光ファイバ芯線全体を提供する場合(「設備貸し」)の提供条件の考え方

①	料 金	料金については、市場価格をベースとした料金を原則とします。 市価がない場合には個別コストをベースに提供します。 (このため、結果として全国一律料金での提供が困難となる場合もあります。)
②	提供エリア	設備的に即応できる場所で提供することを原則とします。 それ以外のところについては、条件面も含め個別に対応することを検討します。
③	提供方法	NTT東西地域会社では、当該芯線の伝送速度の保証・確認はもとより故障検出・通知もできない等実質的にサービス管理ができないことから、「IRU契約」または同等の賃貸契約が適当であると考えます。

(2) 当該光ファイバの帯域や波長を提供する場合の提供条件の考え方

光ファイバと伝送装置等を用いた「帯域貸し」や「波長貸し」についても、多様なニーズに対応するため、役務(サービス)として提供することを検討していきます。なお、この場合においてもビジネスベース(非指定電気通信設備)で提供していきたいと考えております。

IV. 長期増分費用方式導入に伴う適正なコスト負担

長期増分費用モデルは、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて瞬時に構築する」という事業者としては現実的には到底実現できない仮想的な性格を有するものであることから既に実行可能なものとなるよう要望しているところでありますが、投資リスクや他事業者要望に基づく追加機能等のコストについても要望事業者が応分の負担をするルールとしていただくよう要望いたします。

1 モデルの見直し

- ・モデルと実際の設備構成が異なることにより、モデルによる接続料金水準(仮想的な料金水準)を前提として、他事業者がIC接続(概ね県単位で一ヶ所の接続)により市内参入を行うことが可能になる等、競争のフレームワークが大きく変化し、地域会社の経営も大きな影響を蒙るものと考えております。特にIC接続のモデル上のコストと実績コストが大きく乖離していることに問題があると考えており、モデルの見直しに当たっては、現実的なものとなるよう強く要望します。

2 モデルで想定していない回線増設等のコスト(投資リスク)

- ・市内参入に伴い、他事業者要望に応じてモデルが想定していないGC~IC間の回線増設等が必要となり、新たな設備投資によるリスクが発生するおそれも生じますので、このコストが確実に回収されることが必要であると考えております。
- ・具体的には、他事業者要望に基づきNTT東西地域会社の設備構成を頻繁に切り替えるケース、他事業者のトラヒック予測に基づき設備増設を行ったが、その予測どおりのトラヒックが生じなかったケースや他事業者が撤退するケース等が発生すると、これによりNTT東西地域会社の設備が非効率となる場合があります。
- ・上記のケースをできる限り抑止し、効率的な設備運営を行うために、例えば「最低利用期間」や「トラヒック保証」等の設定を行う必要があると考えております。

3 他事業者要望に基づく追加機能等のコスト

- ・他事業者要望に基づき、NTT東西地域会社の交換機等に機能追加を行う場合のコストについては、既存のネットワーク機能をベースとしたLRICモデルによるアクセスチャージではコスト回収できないことから、網改造料、あるいは新たなアクセスチャージとして要望事業者個別に負担するルールとしていただく必要があると考えております。

<例> ・交換機等に新しい機能を追加するためのソフトウェア、ハードウェアの改造

・特定の事業者しか利用しない伝送路振り分けのための伝送装置などのハードウェアの新設

V. 網機能提供計画の届出公表義務の見直し

網機能提供計画の届出公表義務は、制度運用実績を踏まえ見直ししていただきたいと考えております。

- 網改造着手前における情報開示義務という制度は、諸外国においても事例がありません。
- 本制度の運用開始(平成9年12月)以降、23件の届出(自己利用9件、共同利用9件、他事業者要望5件)を実施してきておりますが、何ら意見のない状況です。
- また、郵政省研究会等で議論し事業者間のコンセンサスを得た機能(例:優先接続、番号ポータビリティ、事業者間精算方式)や、TTC標準インタフェース(例:多数事業者間接続、加入者交換機機能メニュー)の機能や、デファクトスタンダード(容易に調達可能なもの。例:10Base-T)の機能も届出対象であり、網改造着手及び提供開始が遅れることとなります。
- NTT東西地域会社による早期のサービス展開や他事業者向けを含む早期の機能提供が困難であり、日本における『IT革命の推進』に向けて支障となっております。
- なお、NTT東西地域会社としては、TTC及び事業者間フォーラム等を通じ、弊社ネットワークの標準化を推進するとともに、接続に必要な情報(接続インタフェースの変更を含む)については、今後も自主的に他事業者へ情報開示を実施していく考えです。

V. 網機能提供計画の届出公表義務 <現行ルールでの網機能提供計画の公表イメージ>

